



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和6年5月16日
青森地方気象台

青森県の洪水警報・注意報の基準変更について

青森県の洪水警報・注意報について、令和6年5月23日(木)に発表基準を変更します。

青森県内の一部河川について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の流路を実態に合わせて修正し、それを基に再計算した流域雨量指数・表面雨量指数と災害の関係から県内全市町村の洪水警報・注意報の基準を見直し、一部の市町村で変更します。

また、洪水キキクルで不自然な危険度の不連続が生じないように改善します。

今般の基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

1 洪水警報・注意報の発表基準を変更する市町村

弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、つがる市、中泊町、藤崎町、大鰐町、板柳町、大間町、三戸町、東通村(計 12市町村)

2 変更日時

令和6年5月23日(木)13時

:

3 補足

新しい基準は、令和6年5月23日(木)13時以降、気象庁ホームページで公表します。また、今回の基準変更は、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)に反映します。

(1) 警報・注意報発表基準一覧表(青森県)

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/aomori.html>

(2) 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問い合わせ先：青森地方気象台 水害対策気象官 木村
電話 017-741-7413